

鳥取県告示第68号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成23年2月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除に係る保安林の所在場所
八頭郡若桜町大字吉川字ジャ谷ヨリ上山マデ1037の1（次の図に示す部分に限る。）、1037の31
- 2 保安林として指定された目的
なだれの防止
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）